

平成24年（2012年）第2回市議会定例会  
提出議案提案議員説明要旨（24.6.11）

ただいま議題となりました、議員提出議案第1号「横須賀市空き家等の適正管理に関する条例」につきまして、提出者を代表いたしまして、条例提出の背景、提案理由、内容の説明を申し上げます。

平成20年、総務省の住宅・土地統計調査によれば、平成20年10月1日現在で、国内の空き家は757万戸と、5年前の調査時の659万戸から98万戸も増加しています。これは全住宅5,759万戸の13.1%にもなります。

本市においても、「本市内の空き家の戸数については、統計調査から推計して、戸建てと共同住宅を含め、2万2,190戸となっており、このうち戸建て住宅については、約7,000戸となり、空き家率は7.5%である」と市長答弁されているように、空き家の問題は喫緊の課題であります。

また、昨年6月の谷戸地域空き家実態調査では、倒壊の恐れがある空き家8件に対して指導を行っています。さらに市民からの通報により対応した案件は、この7年間に9件の是正指導を行い、3件の指導継続の案件がございます。平成22年には火災予防上、問題のある空き家74件を指導し、そのうち38件については指導が継続中です。

もちろん、いまの件数が氷山の一角であることは、各地域で相談を受けている議員の皆様はよくご存じのことと思います。

このような現状に対して、建築基準法、消防法などの現行法規では指導改善等を行うには限界があり、立ち入り調査さえほとんど不可能な状況です。

この実情を鑑み、市という行政機関が具体的な事務執行を遂行できるような環境を整備するために本条例を提出いたしました。

次に条例の内容をご説明いたします。

第1条の目的では、市内において空き家等が放置され、管理不全な状態になることで生じる、近隣住民の日常生活の不安を解消するために、空き家等の所有者等の管理責任を明確にし、生活環境の保全、良好な住環境の維持、安全安心のまちづくりを推進すること。

さらに適正管理を推進することで、空き家の有効活用を促進し横須賀のまちづくりに貢献することを目的として定めています。

第2条では、この条例における、空き家等、市民等の用語の意義を定めています。

第3条では 空き家等が「老朽化が著しく倒壊のおそれがあること」などの管理不適切な状態の具体的な列挙と、適正な管理のための必要な支援を定めています。

第4条では 市民からの情報提供について、第5条は立ち入り調査を含めた実態調査について、第6条から第8条は、適切に管理されていない空き家等の所有者等に対する指導、勧告、措置命令と、所有者不明の場合の公示送達の規定を定めています。

第9条では、正当な理由なく命令に従わないときの氏名などの公表の規定を定め、第10条では措置命令に従わない所有者等に、その空き家等を放置することが著しく公益に反すると認めるときは行政代執行ができる旨を定めています。

第11条は、警察その他の関係機関との連携について、第12条は条例の施行について必要な事項は市長が定めることとし、第13条では命令に従わない者に対する罰則を定めています。

なお、附則において条例の施行期日は一定の周知期間が必要と考え、平成24年10月1日としています。

以上で説明とさせていただきます。慎重なご審議をいただき、何とぞご賛同を賜りますようお願いいたします。

ご静聴ありがとうございました。